

綾瀬市自治基本条例案「策定着手記念講演会」

平成18年7月15日(土) 13:00～16:00

綾瀬市文化会館小ホール

☆ 司 会

皆さん、こんにちは。ただ今より、あなたと私で綾瀬市の憲法をつくりましょう、というテーマのもと、綾瀬市自治基本条例案策定着手記念講演会を開会いたします。

私は、本日の司会を担当いたします、木村祐子と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、綾瀬市長、笠間城治郎から、御来場の皆様にあいさつがございます。笠間市長、よろしくお願いいたします。

【市長挨拶】

こんにちは。市長の笠間です。今日は土曜日の中、暑い中お集まり頂きまして、ありがとうございます。外は36度ぐらいあるのではないかと思います。記念講演にお集まりくださいまして、熱い激論を交わして頂けたら幸いに思います。

私は市長に就任してちょうど2年になろうとしています。市民の皆様、議会の皆さん方のご支援とご協力をいただきながら、綾瀬市の行政運営をみなさまの期待に応えるよう努力していくと同時に、感謝とお礼を述べさせていただきます。

今日お集まり願った綾瀬市の自治基本条例案策定着手に向けての会ですが、皆さんご存じの通り、今、綾瀬市の市民は8万2千人です。この市民一人一人が地域のことを主体的に考え、また課題の解決に向け市民の皆様自ら行動してもらい、そのような綾瀬市をつくっていきたいと思います。

市民全体が1つの方向性を目標に向かって進めていって、お互いに汗をかきながら綾瀬市のまちづくりを実現していきたいと思っています。綾瀬市をどのようなまちにしていけるか、あるいは基本的な理念、しくみをどうしていくか、これがこの自治基本条例の策定が目指していくところです。

是非、皆さま方、よろしくお願いいたします。

本日お集まりの皆さんの中には自治基本条例は何なのだろう、どんなことなのだろうとお思いの方も多々と思っています。

自治基本条例は、これからのまちづくりに欠かすことのできないものではないかと思っています。ご存じの通り、地方分権、あるいは三位一体の改革、地域は地域で行わなければいけない、このようになってくるわけであります。その中で、市長が独断で市政を担っていくという方がいいものだろうか、あるいは議員とお互いになれあいの中でいいものだろうか、それには市民も加わった中で、三位一体の行政運営を目指していくことが必要ではないかと考えます。その中で、市としては綾瀬市の自治基本条例をつくることによって、市民の参加と議会、行政の中でまちづくりをつくっていくこと、これがこれからの綾瀬市のまちづくりの原点ではないかと思っています。

是非、今日は先生方のお話をご静聴して頂き、記念すべきこの日が実られることを皆さん方にお願いして、私の挨拶とします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

☆ 司 会

笠間市長、ありがとうございました。

ただ今の、笠間市長のあいさつにもありましたが、本日の記念講演会は、市民の皆様との協働作業の第1歩として、開催する運びとなっております。

そこで、第1部が基調講演、第2部がパネルディスカッション、の2部構成となっておりますが、閉会は午後4時を予定しておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

また、本日は手話通訳をお願いしておりますので、手話通訳をしていただく方々をご紹介しますいただきます。ほほえみサークルのおふたりをお願いしております。よろしくお願いいたします。

それでは、第1部の基調講演を、はじめさせていただきます。

講師は、作新学院大学総合政策学部教授の沼田 良先生です。沼田先生は行政学や地方自治論を専攻されており、大学では自治基本条例案をつくるというゼミも御指導されています。また、練馬区自治基本条例、区民懇談会副会長や、宇都宮市、市民協働推進指針、策定懇談会会長にも就任されており、今回、綾瀬市の条例案づくりにも参画していただきます。

本日、沼田先生には、今、なぜ、自治基本条例を制定している自治体が増えているのか、というテーマで基調講演をお願いしています。

沼田先生、よろしくお願いいたします。

第1部 基調講演

『今、なぜ、自治基本条例を制定している自治体が増えているのか』

— 自分たちのまちのことは自分たちで決める —

作新学院大学総合政策学部教授 沼田 良 氏

はじめに

皆さん、こんにちは。沼田と申します。よろしくお願いいたします。

私は東京の練馬に住んでおり、大学が宇都宮市にあるので新幹線で通勤しています。今回ご縁がありまして、綾瀬市の自治基本条例の策定のお手伝いをさせていただくことになりました。

まだ梅雨なのに36度を超えて、夜も気温が下がらない中で、土曜の午後にお集まりいただいた皆さんの熱意に敬意を表します。これだけ集まっていたら、綾瀬市の策定市民委員会はきつとうまくいくという予感がしました。是非、この中で一人でも多く会に参加していただきたいと思います。そういう意味では今日は委員会の序走、プレ会議という感じで聞いていただければと思います。

今年に入ってから、5月にも梅雨のような雨がが続いている気候で、九州などは大変な災害になっています。まだ梅雨なのに昨日は38度もあり、そういう異常気象でそろそろ地球が危なくなっ壊れ始めているのかなという感じもします。21世紀になって6年経ちますが、今までの状態のままではいかないのかなと、世の中も今までの暮らし方、考え方ではなくて変わってきているのかなという感じがしています。そういう流れの中に、今日のテーマである自治基本条例というのがあると思います。今まではなくて済んでいたから、自治基本条例はいらないという考え方の人もいます。それはそれで一つの見識だと思いますが、世の中は変わって、暮らし方も変わっていきます。今までなくて済んでいたものが必要になるということ、あるいは今までそれがあってもっと違う暮らしになっていたのということがあり得るのです。それがおそらく自治基本条例と呼ばれているものなのだと私は考えています。

基本的に何を言っているのかというと、自分のまちのことは自分たちで決めるという、当然といえば当然なことなのです。市長や議員が替わっても方針が右往左往しないで、半恒久的に使っていきけるような一定のルールをつくっておく、自分たちでまちのことを決めるというルールを自分たちで定めて、自分たちで守ろうという、これは考えてみると自治の基本的なところなのです。小学校の生徒に言えば、スーッと理解してもらえるようなことだと思います。それほど難しい話ではないでしょうね。しかし何故、大人はなかなか理解できないのだろうかというのが、疑問なのです。そういうルールがなくて済んできた。今まで地方自治といわれているのは、ひょっとしたら市民がすることではなくて、市役所、市の職員、市長さん、議員さんがすることであり、さらには県議会議員や国会議員、総務省とか自治省とかが決めることであったというような、まちの外にいる人がまちの中のことを決めてきたというのが、少なくとも日本は120年ぐらい続いてきました。そういう形で日本の地方自治は続いてきました。何故、今、そうではなくなってきたのかというあたりを今日はお話ししてみたいと思います。

お手元にレジメがあると思いますので、それに従ってお話します。

I 制定—各地に広がる自治基本条例

1 約90団体へと拡大

自治基本条例は「まちの憲法」とも言われますが、いま各地でこの自治基本条例を策定したり、策定中であったり、審議中であったりという動きが広がっています。3ページと4ページの参考資料をご覧ください。ホームページによると、既に制定しているのが48団体、策定中19団体、審議中18団体、合わせて90以上の自治体が、まちづくり条例、協働のまちづくり条例など名称はいろいろですが、何らかの自分たちの「まちの憲法」をつくらうとしています。いま市町村は1800ぐらいあり、1800のうちの100というのはそれほど多くはないという見方もあるでしょうが、考えようによっては、100は決して小さな数ではありません。

なにしろ今まで全くなかったのです。それに類するものでは、京都市の箕面市でつくられたのが1998年、これが最初だと私は思っています。それでもせいぜい1998年に始まったもので、それより前は存在しなかったのです。この数年の間に100ぐらいというのは相当なスピードだと思います。

来年統一地方選挙がありますが、おそらく市町村長さん、議会議員さんの選挙公約に必ず載ってくるでしょう。自治基本条例の策定を公約しない人は当選にイエローランプが灯るような状態が生まれるかもしれません。要するにこれはブームになりつつあるのです。数字としては100足らずですが、一種のブームが起こっていると考えていいと思います。

2 さまざまな定義

これはそれぞれのまち単独のルール、自分たちだけで決めるルールなので、他所と違っていても全然かまわないわけです。自分たちの生活に合った、自分たちの使い勝手のよい、都合のいいものであればよいのです。全国共通の定義など一切ありません。参考資料にあるように「市民総参加のまちづくり基本条例」など、いろいろな名前がついています。そういう意味で、定義もバラバラです。ただ何となく自分たちのまちのルールを、そのまちでつくり始めたというぼやっとした動きとしてあります。はっきりとした広がりを見せる、勢いがある動きとしてあります。

II 理由—まちの憲法を求める動き

何故、今、こういう動きが広がっているかという理由を次に考えていきます。おそらく3つぐらい理由があります。

1 新しいまちづくりへの関心

一つ目は、今までのまちづくりをステップアップ、レベルアップした新しいタイプのまちづくりが必要になったということです。一人ひとりが住みやすい、暮らしやすい、あるいは人々の生活やライフスタイルにきちんと適合しているまちづくりは、従来型のハード中心の手法ではだめだということが全国的にわかってきたのです。

端的な例で言うと、少子化で子供が少なくなっているということは、お母さん達にとっては自分と同じ境遇の母親が少ないということでもあります。相談し合える仲間が少なくなっているのです。統計をみると、1日中部屋の中で乳幼児と向き合う母親が相当数います。これは深刻な問題です。このお母さんの悩みは、本当は地域で解決していかなければならない課題のはずなのです。市役所では対応してくれません。地域でお互いに支えあっていく必要があります。高齢化についても同じで、独居老人が増えていく中で、一日中誰とも口をきかないというお年寄りが増えていきます。

2007年問題といわれている団塊の世代の人たちが定年退職を迎えて地域に帰ってきます。この団塊の世代が地域に帰ってきちゃんと地域のことをやってくれるかという、なかなかそうではないと私は思っています。団塊の世代というのはかなり個性の強い人たちで、自分たちが世の中を引っ張ってきたという自意識を持っている人たちなので、その意識のままで地域に帰ると、これは摩擦要因になります。シルバー人材センターで何ができるかと聞かされると、「部長ならできます」と答える。こういう人たちが住民として帰ってくるとすれば、相当にうざったい地域になるかもしれません。

そういう場合にどうやって、例えば防災や安全などのお互いの地域の課題を協力し合って処理していくかという、そこに新しいまちづくり、新しいノウハウ、新しい人間関係、新しいコミュニティが必要なのです。今までのまちづくり、行政が主導になってやってきたまちづくりでは不十分です。うまくいくはずはありません。今まで想定してこなかった状況が地域社会に新たな課題として芽生えてきています。これは何とかしないとイケない。お互いに協力し合って自治をやっていく「共治」ということが、今動きとしてひたひたと身につまされて感じられる人たちが増えてきました。そこで、人々が主体的に地域の経営に参加できるような仕掛け、新しい仕組みが求められています。これは市役所に電話するだけではすまない、市役所の用意したテーブルに着くだけではすまないことです。自分たちがどうやって地域の経営に関わっていくかというルールを、きちんと自分たちでつくっていく必要があると思います。これが第一点です。

2 地方分権一括法(2000年4月施行)

二番目は、世紀が変わって、この自治基本条例に類するものが急に増えたというのは理由があって、2000年4月に地方分権一括法が施行されました。この法律によって今まで国の仕事を国の監督の下にさせられていた地方自治体に一定の自由が生まれたのです。今まで地方自治体の仕事の7割ぐらいが国の仕事だったと言われていました。自治体と言いながら実は国の下請け仕事だったのです。ところがこれが逆転しました。地方分権一括法によって、自治事務というのが7割ぐらいに増えました。今までは国の事務だったので、自治体の議会が条例というルールをつくれなかったのです。自治体の長などを国の下請機関とみなして国の事務を委任し、その処理を監督する

という集権的な仕組みがあったので、自治体議会は一切関与できなかったのです。これがひっくり返って7割が自治体の事務になったときに、自治体の議会が自治体の仕事について、自分たちで関与するルールをつくる必要が出始めました。自前の条例をつくらなければならなかったのです。

これは画期的で、今までは経験したことのないことでした。最初のうちは戸惑って、2000年の頃は、モデル条例を売る「条例コンサル」さえいました。結構商売になったようです。それぐらい、間に合わない状態でした。自分たちで自分たちの仕事をデザインするという経験が乏しくて、モデル条例を買ってしまったということがありました。そういうことからすると、この地方分権一括法のスローガンは自己決定ということになります。地域が自分で決定する、当然国としては財政が厳しいから自治体の世話をしたくないので、これに自己責任をつけたのです。自分で決めるのはよいが、その結果もちゃんと引き受けなさいと、国は一切責任を負いませんというのが、自己決定と自己責任という国側の論理です。自治体という重い荷物を国は放り出そうということになってきました。

2000年4月の地方分権一括法で、自治体は国や県からの自由を手に入れましたが、自由というのは非常に不安定なものです。危ないのです。契約関係の場合に自由というのは、何も契約しないということと同時に、何の手助けもしてもらえないということです。自由契約というのは放り出されるということですから、自由の裏側には孤独と不安があります。全国の自治体がまず感じたのはこの孤独と不安でした。しかしここで、やっと市役所が国から解放されて自由になって、初めて市民に顔を向けられるようになったのです。今までは7、8割が国の事務の処理だったために国の顔を見ざるを得なかったので、市民の顔はせいぜい2割ぐらいしか見る余裕がなかったのです。どんな誠実な市役所でもそれはやむを得ないことでした。

逆に言うと、今その比率が逆転して自分たちの自治事務が7、8割になったときに、あるいは国の束縛から解放されて自由になったときに、初めて市民に顔を向けて市役所が市民のものになりました。市民社会に帰ってきたのです。その時に、市役所と市民が、次の段階にどうやって一緒にこのまちを運営していくのかというルールが、実は何処にもないということに気が付いたのです。誰も決めていなかった、いらなかったからです。これまでは国や県がいちいち決めてくれていました。ある意味で日本は実質的な自治をしていなかったと言ってもいいぐらいに、そんなルールはなかったのです。

アメリカの自治体の場合は、まちをつくる時には必ず憲章がいます。日本でいう自治基本条例の原型にあたるものですが、この憲章に賛成する人がまちの住民になるのです。そして州議会がその憲章を承認して初めて自治団体になります。たとえば会社をつくる時には定款があり、それに基づいて会社をつくっていくわけですが、アメリカでは自治体でも同じ仕組みです。チャーターという憲章があって、それに賛成する人がまちの住民になる。しかし日本は定款も契約もなしで、自治体が事実として存在してしまっただけで百何十年やって来たわけです。ふと気付いたときにこの定款がなかった。市民と市役所の間の契約文書がないということに気が付きました。

憲法や地方自治法があるじゃないかという人がいますが、憲法はおもに全国レベルで国民と国の関係を規律しています。自治体と市民が契約を交わす信託の文章が実はないのです。アメリカだったら最初に自治体をつくる時に存在するのですが、日本はこれ無しで百何十年やってきたということに、今やっと気が付きました。そういう風に考えてみたときに、やはり大きな市民自治をつくるにはどうしたらよいかと、この段階で検討していく必要があると判断する人と自治体が増えてきました。その意味では、日本の地方自治は一步前に進んだはずですが、一見不安定にも見えますが、すごく良いことのための一種の陣痛だと捉えていいのではないかと私は思います。それが

二つ目です。

3 自治体における自治の基準

これに関連して三番目は、国の呪縛から自由になって不意に市民に顔を向け始めた自治体の中に、実は自治をするための基準、ルールというものがなかったということです。市民がこういう分野について市役所に信託するという契約文書がなければなりません、実はなかったのです。こうして自分でルールを決める、自己規律ということとを初めてするはこびになりました。今までは暗黙のうちに、国などにさせられていたという状態があったのではないかと思います、世紀が変わってからはそういう状態はないのです。

国が熱心に考えているのは、自治体に回す財源をどれだけ少なくするかということなので、今、自治体が自由にものを決めるということにはほとんど抵抗がありません。昔だったら、自治体が独自にこういうルールをつくるなどということは、おそらく霞ヶ関に呼びつけられているところですね。いい時代が来たのだと私は考えています。

Ⅲ 意義－自治基本条例は必要か

1 ふたつの自治イメージ

次に、自治基本条例の意義、自治基本条例は本当に必要なのかということについてお話しします。必要ないという人もいるからです。今まで百何十年間もなくして済んできたじゃないか、戦後60年間もなくして済んできたじゃないかと言う人がいますが、やはりそこはちょっと違うのではないかと思います。

おそらく、必要ないと考えている人の地方自治のイメージと、必要だと考えている人の地方自治のイメージは全く違うものはずです。必要ないと考えている人の自治のイメージは、従来型の古いイメージ。つまり国が主導して、県が監督して、そのもとに市役所が事務をするという、外部からの指導監督のある自治だろうと思います。一方で、自治基本条例が必要と考える人は、そういう自治はもう卒業したいという風に思っています。むしろ国が自治をするのではなくて地域で地方自治をする、あるいは役所が地方自治をするのではなくて市民が自治をするというように考えています。

国による自治、役所による自治というのは従来型の古いタイプの自治です。それは卒業して地域で市民が自治をする、本来の地方自治を自分たちの手に入れたいという思いが、全国100近くの自治体で自治基本条例をつくらせているのだと思います。その意味では、今までの古いタイプの従来型自治を本来型の自治に切り替える、自治を定義し直す必要があるのです。

そのための新しい契約文書は何処にもありません。綾瀬市の条例集にも総合計画にもうたっていません。これから、今から、今日から皆さんとそれをつくっていく必要があります。それを自分たちでつくらなかったら、永遠に存在しないのです。行政がつくってくれるはずはありません。契約文書なのですから、行政がつくってはだめなのです。市民と市役所が契約するための文書を行政がつくるというのは奇妙でしょう。市民が、契約者が、当事者がつくらなければならないのです。その意味で、新しいものをつくるというのは結構しんどいことです。かなり大変です。これまでの行政にとっても、やったことがないのです。市民の側も経験したことがありません。今までの懇談会とは、たぶん違う運営をしなければならないでしょう。運営の中に自治がないと、この自治基本条例はうまくいかないと思っています。たしかに微妙なものですが、難しいことではありません。自分たちの

まちのことは自分たちで決めたいというだけです。それをきちんとルールにしたいというだけなのです。ただし、そうであればこそ、今まで経験したことがないので、デリケートな問題がいくつか横たわっています。

2 市民による「自治」の再定義へ

私は練馬区で「自治基本条例を考える区民懇談会」に参加して、今月3日に提言がまとまって区長に手渡しました。区長は相当勉強されていて、挨拶で「憲法と地方自治法は存在しているけれど、本当の自治を実践するためには自分たちで自前の規範を持つ必要がある」と言われました。そして「自前の規範をつくるために、皆さんの提言は必ず役に立てます」と約束してくれました。この認識が実は大事なのです。

「憲法と地方自治法はあるが」というのは従来型の自治のこと、古い自治のイメージです。「だけど、そうではない」と言っているのです。「本当の自治を実践するためには」というのは、本来型の新しい自治をするためには自前の規範を持つ必要がある、つまり練馬区ではもう古いタイプの従来型自治はしないと断言しているのです。新しい自治をつくっていくために、自前でルールをつくる必要があるのだということを何気なく話されました。なかなか含蓄のある言葉だと思い感動しました。自治基本条例の意味はそういうことなのだと思います。

今まで憲法と地方自治法だけでやってきたけれど、そういう古いタイプの自治、国がやってくれ役所がやってくれる自治は卒業して、自前でルールをつくる本当の本格的な自治を実践する必要があります。そのスタートが自治基本条例の策定、自分たちでつくることなのだという意味のことを、練馬区長がおっしゃいました。私はそれを聞いて胸を打たれました。たしかにこの提言をまとめるのは大変でした。夜7時から翌朝4時まで区役所でやったこともありました。

それで住民でもないのに、私が綾瀬市の市民委員会のお手伝いを引き受けたのは、策定の期限をゆったりとっていることが魅力だと思ったからです。練馬区は区長の公約で、来年4月の統一地方選挙までに制定をすませるということでした。それから逆算して懇談会を行ったので、午前4時にもなるのかなと思います。綾瀬市は時間をゆったりとっていて、選挙とかにも縛られないで策定しようということになっています。今から1年半ぐらいのスケジュールがあり、ゆったりしています。これはとても大事なことです。

Ⅳ 策定－自治基本条例を考えるためのポイント

1) 自治基本条例のダメな作り方

全国で90ぐらいが策定中ですが、自治基本条例の作り方には二種類あります。一つ目は、今までつくった各地の条例をあちこち見て、いいところをピックアップしてつなぎ合わせる、これをパッチワーク方式と呼びますが、つぎはぎです。おいしいところをつまみ食いしてつくるのです。これはすごく短時間でできます。1人でもできます。つくろうと思えば1週間でもできます。インターネットで検索して、情報をダウンロードして、うまいことつぎはぎすれば条例案はすぐできるのです。これを議会が通してくれればそれで終わりということになるのですけれど、ただこれでは全く意味がありません。これをやってしまうと、みんなの「まちの憲法」にはなりません。つくった人にも身になりません。

やはり自分たちのルールをつくるというのはお互いの考え方を議論し、相手の言っていること、相手の立場を理解し合うことです。それぞれ環境が違うので、他者の立場を理解するには時間が

かかります。練馬区で起草部会長をしましたが、「学識者は要らない」と言われましたので「私は住民として参加している」と言い返しました。最初は変だとも思った人もいたのですが、1年近く一緒にやって最後は友人になりました。こうしてお互い理解し合って、合意をつくるルールが出来ていきます。そうするためには、パッチワーク方式ではだめなのです。全国の90ぐらいの条例を一瞥したかぎりでは、時間を使っているところも多いようですが、パッチワーク方式を全く取り入れていないと言い切れるところは少ないかもしれません。かなりの自治体で微妙にパッチワーク方式を使っているなど、そういう感じがします。

2) 本来的な自治基本条例のつくり方

もう一つのつくり方は、本格的な方法です。練馬区では出来なかったのですが、綾瀬市ではぜひやっていただきたいとお願ひしておきます。本来的な自治をするためには、自治基本条例という「まちの憲法」の本格的なつくり方があります。せっかくゆったりと時間がとってあるのですから、正攻法で議論を進めていくべきです。地道なあるいは愚直な議論の仕方、進め方、つくり方というのがあっていいと思っています。

90もつくっているの、いまさら全国で最初に自治基本条例をつくりましたという名誉(?)は、もうありません。こんな変わった条例をつくりましたということでニュースになる必要もないでしょう。しかし、正攻法で市民が議論して自分たちのルールをきっちりつくった、オンリーワンの条例をつくれたということは、まだそれほどないはず。それがここでは出来ます。決して高望みではないと思っています。

1 現状 … いま「自治」が求められているのはなぜか

ではどういうつくり方かという、3段階あります。1つは今、このまちで市民が自治をすることが何故必要かという共通認識を持つような議論をまずしていくことです。それは憲法に書いてあるから、地方自治法に書いてあるからというようなことではなく、切実な行政の実態とか、これではだめだとかいう議論、あるいは違うものが必要だというような議論から始めていきます。自治を実現するためには市役所のどういう仕事の仕方がいいのか、綾瀬市の自治をどう改革したらいいのかということを考え直していこうということです。そういう認識をまず持つことです。これが現状の認識という第1段階です。

2 理念 … どのような状況になれば「自治」が実現したことになるのか

それを踏まえて、第2段階として、どういう状態になったら綾瀬市で自治ができたといえるのかということを考えます。これを理念といいます。ここがほとんどの自治体には希薄なところ。どういう状況になれば綾瀬市で市民による自治が実現したといえるのか、その理想的な状態をイメージしていくのです。これはいろいろな自治基本条例を見てもなかなかありません。ありそうで意外とないのです。

何処にもないということで一見するとユートピアみたいに見えますが、実はこれがとても大切です。あなたにとって綾瀬市で市民が自治をするということはどういう状態かを、きちんとイメージすることです。それを共通理解にしていくことが実は大事です。これが出来れば、条例はほぼ半分以上は仕上がったと言っていいと思います。実際にはなかなかそこまで出来ないのです。出来そうで出来ません。

これは、日常生活を考えてみるとわかります。自分の家の夫婦の関係が今どういう状態だろうか、女房は自分をどういう風に認識しているのか、その現状をきちんと理解できるだろうかということですね。皆さんは理解できるかもしれませんが、私自身は不安です。私に対する女房の認識の5割もわかっているかどうか自信がありません。この家の運営を女房がどうしようとしているか、私にはわかりません。そういう意味で、現状をきちんと理解できているか、そうではないのか、どういう状態が協力し合って運営しているということなのかは、言えそうと言えないのです。

何となくわかってはいても、言葉できちんと説明するのは難しいものです。言葉で表現することと、実際にわかっていることとは違うのです。むしろ大事なものは、何となく暗黙でわかっていることを、違う人にもわかるように具体的な言葉で表現することです。ルールづくりというのはまさにそこから始まります。今、市民による自治が必要なのは何故かという現状をきちんと理解する。そして自分たちの言葉で表現することです。どういう状態になったら綾瀬市に市民の自治があるということなのかをイメージすることです。

3 課題 … 「自治」を実現するためには何が必要なのか

3番目に、現状と理念の落差が課題となるので、これを埋めるにはどうしたらよいかというのを考えます。現状が理念に近づいていくには何が必要なのかという手段をみんなで考えていきます。一步でも前に進むにはどうしたらよいのかということもみんなで考えていくのです。これら3つのことを考えていくということが、ある意味でとても単純なことですが、これが自治基本条例の策定の正攻法です。本格的な自治基本条例のつくり方のポイント中のポイントです。これは、参加者にとっては辛いことです。手本や参考書はないのですから。そんな単純なことではなく、自分を振り返る必要があるのです。これは結構大変です。ただ、それをしなかったら本来の自治はないと思います。やはり、そこが求められているからです。

自分たちのまちのことを自分たちで決める。「まちの憲法」というルールを決める。そのためには自分を省みる必要があります。正攻法で策定していくには、自分たちのまち、自分たちのコミュニティを省みる必要があります。それがしんどいので、その辺は避けてパッチワークでつくることに流れやすいのでしょうね。

綾瀬市は人口規模が8万ちょっとというのは、この条例を自分たちでつくったという実感がわきやすいサイズです。70万の練馬区では、「区民がつくる」といっても幻想に近いでしょうね。そういう意味で綾瀬市の8万というのは、自分たちでつくったという実感がきちんとわくと思います。しかも時間が十分に用意されているし、企画部長さん以下非常にいいスタッフが揃っていますので、いい条件で策定が出来るはずですね。是非、正攻法で、オンリーワンの条例をつくっていただきたいという願いをして、私の話を終わりたいと思います。ご静聴、ありがとうございました。

☆ 司 会

沼田先生、ありがとうございました。

【質疑応答】

☆ 司 会

それでは、ここで、ご質問をお受けいたします。時間の関係もございますので、2、3名の方から、最初に質問をお聞きし、その後、まとめて、沼田先生にお答えいただきたいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

◆ 参加者①質問

- 綾瀬市の憲法づくりということで、綾瀬市には既に多くの条例があるが、新たに基本条例をつくるとしたら、これまでの条例に制約をかける部分がかかなり出てくるのではないかと思う。そうなった場合、条例を全て直していかななくてはならない。直していくのに5年も10年もかかっていくものもあるのではないかと思う。その場合、そういう作業を職員がしていくのかどうか。その状況をさらに市民にかけていくのかどうか。その辺はどのような作業状況になっていくのか。
- 自治基本条例をつくっていく上で、市民がつくっていくということであるが、できあがった案を一般市民にどうかけていくのか。策定委員会はおそらく10～20名であろう。憲法であるから、案をつくったら一般市民にかけてからでないとならないが、市民にはどのようにかけていくのか。
- 議会との関係はどうなるのか。市民がつくったものを議会が否決したらどうなるのか。議会が完全に丸飲みするということであれば、市民が策定する意義があると思う。でも議会で否決されたら何の役にも立たないということになる。その議会との関係はどういった形になるのか。その辺のイメージがわいてこない。
- 執行権のある市長が、基本条例に対してどう対応するのか。その辺のイメージがわいてこない。
- 基本条例に対して議員もそれなりの公約をつくっていかななくてはならないと思うが、一般市民と議会の関係もイメージがわいてこない。

◆ 参加者②質問

- 資料の最後に「議会・執行機関に基本条例の内容を遵守させるための工夫が必要」とあるが、この点についてはあまりお話で触れていなかった。市民の憲法であれば、市民として守らなければならない。これに沿った行動をしていかなければならない。あの人は自治基本条例、市民の憲法に遅れている行動をしている、条例に沿った市民行動ではないじゃないかという批判が、市民の間に出るのではないかということを私は心配する。その点についてはいかがか。

☆ 司 会

それでは、今の御質問について、沼田先生、回答をお願いいたします。

■ 沼田先生回答

- 既存の条例の見直しについては、まだ素案もつくられていけませんので、わたし個人の推測として申し上げますが、見直しは努力義務になると思います。基本条例と整合するように見直していく努力をしなければならないというような書き込み方になり、全部一時期に見直すというのではなく、ゆるやかに時間を使いながら、条文はそのままでも運用の仕方を基本条例に合わせていくなど、緩やかな使い方をしていくと思います。既存条例よりも、むしろ新たに条例を制定、改訂するときに、自治基本条例に沿ってということの方が大事です。「条例見直し課」みたいなものをつくって作業するというようなイメージは持っていません。むしろ、日常業務を続けながら緩やかに変わっていく、体質を変えていくという方が意味があります。
- 一般市民の方々に対しては、パブリックコメントで市民の皆さんの意見を伺うことはもちろんあ

りますし、おそらく住民投票も可能でしょうね。委員会のつくった条例案について賛成か反対かという、単純な票決です。8万という人口だったら可能でしょう。練馬の70万人だと、区民投票をするのに2億円かかるそうで、あまり現実的ではありません。全国でもいくつかの自治体で、条例制定にあたって住民投票の実施を検討しているはずです。住民投票をすることは選択肢の中に入れてよいと思います。

□ 議会との関係について、議会が条例案を丸飲みにするというのは、よほど市民委員会がいい案をつくったときか、よほど議会の関心が薄いかです。否決は、それはそれで意味があると思います。そこからむしろ議会と市民委員会、普通の市民と議員との会話が始まって、最初につくった第一次案よりもレベルの高い第二次案が出来れば、その方がはるかによいわけです。1回、2回の否決は全然怖くないのです。むしろ、案が1回ですんなり通ることが目標ではなくて、いい案をつくるのが目標です。理由があってきちんと否決していただけるのなら、それは議会の見識だろうし、その方がはるかによいものができるのではないかと思います。

□ 市長との関係についてのお話ですが、市民委員会はたぶん市長の諮問機関ですから、条例案は市長ご自身の案として提出してくださると考えています。その意味で、市長と委員会の間に差はないと思います。

□ 二人目の方のお話についてですが、みんなで守り合わなければ最高規範にはならないのです。きちんとみんなで尊重して守っていくからこそ、だんだん最高法規に近づいていきます。一方で、尊重していない人に対してペナルティを科した方がよいのではないかと、ルールづくりによって地域社会が逆に混乱するのではないかというお話がありました。それは過渡期の現象として、やむを得ないことではないかと思います。それについて、そういうことをするなとさらにペナルティをかけるというのも変な話です。練馬で検討したときに、参加は区民の権利であるが、参加をしない自由もあるということにしました。参加しないことによって不利益な扱いを被らないという条文を1項目入れました。どの程度の寛容性を地域社会で持ちうるか、という非常に難しいテーマだと思いますが、最高法規の捉え方には人それぞれの温度差があってやむを得ないということを、どの辺まで理解してもらえるのかなということだと思います。そして最高法規を守る程度というのは、公人と私人では違って当然ではないかと思います。公人には100%きちんと尊重してもらわないといけません。一般市民はそれぞれ温度差があってもやむを得ません。それを市民相互でとやかく言わないのが、地域社会で心地よく暮らすコツだと思います。

☆ 司 会

今の回答でよろしいですか。

まだまだ、御質問をお受けしたいところですが、時間の関係で、以上、とさせていただきます。

なお、質問事項等につきましては、本日の資料と一緒に、アンケート用紙を、お配りさせていただいておりますので、アンケート用紙に御記入ください。後ほど、沼田先生に見ていただいて、回答を、市のホームページの、行政情報、という場所の、自治基本条例、というところで公開いたしますので、御確認ください。

それでは、これで、第1部の、基調講演会を終了いたします。沼田先生、ありがとうございました。皆さま、沼田先生に、今一度、拍手をお願いいたします。

ここで、第2部の準備のため、休憩をいただきます。第2部の、パネルディスカッションは、午後2時50分からとさせていただきます。今、しばらく、お待ちください。

第2部 パネルディスカッション

『条例案づくりに市民の参加・参画が必要な理由』

パネラー：大和市自治基本条例をつくる会会長 太田善夫 氏
パネラー：平塚市企画部まちづくり政策室 二見博幸 氏
パネラー：作新学院大学総合政策学部教授 沼田 良 氏
コーディネーター：横須賀市都市政策研究所専門委員 田中孝司 氏

〔田中 (以下、敬称省略)〕

第2部を始めます

田中です。私は、横須賀市、三浦市などの役所の中の政策の立案、検討をする研究所に、外部の専門委員として参加し、政策研究や政策提言を行っています。本業は民間のまちづくりのコンサルタントです。

今回、自治基本条例を策定しようという綾瀬市のお話があって、これまでの他の自治体での経験が少しでも参考にしていただけたらということでお引き受けしました。

〔はじめに〕

第一部で沼田先生の分かりやすいお話がありました。「時代が変わってきていて、自治体の役割がすごく大きくなってきています、でも、自治体と市民の契約、自治体に信託するようなものが今までなかったのではないですか、そういったものをつくっていきましょう、自分たちのまちを自分たちの手でつくっていくルールをつくりましょう、それが自治基本条例ですよ」と、そのようなお話であったと思います。これから長い時間をかけてつくっていくわけですが、そういった条例づくりに市民の参加とか参画がどうしても必要なのか、そういったことについてこの第2部のパネルディスカッションで解き明かせていけたらよいのではないかと思います。

第2部は沼田先生にも再度ご登場いただき、さらに、この後自己紹介していただきますが、すでに先行して自治基本条例を策定しているお隣の大和市で、自治基本条例をつくる会の会長を務められた大田さん、行政の立場から現在自治基本条例策定に取り組まれている平塚市の二見さんをお迎えしてお話を進めたいと思います。

はじめに、パネラーの方に、自己紹介とこれまで関わった自治基本条例の策定の概要とか方法の特徴についてお話をそれぞれしていただきたいと思います。

〔パネラー自己紹介と自治基本条例との関わり〕

〔沼田〕

沼田です。練馬区の住民で、練馬区の区民懇談会副会長、同起草部会長をつとめました。

この懇談会は2005年6月15日から今年の7月3日まで、ほぼ1年間活動しました。最初は8か月で終える予定でしたが、4か月ほど延長しました。最初の8か月はワークショップをやっていました。後半の4ヶ月に起草部会を設置して、起草部会中心で案を練り上げていったということです。

区長からの諮問は「自治基本条例に盛り込むべき項目と内容についての検討」をしてほしいということで、条例案そのものをつくることではなかったのです。綾瀬市の場合には、条例案そのものをつくるという諮問が、おそらくされるのだらうと思います。条例案の策定ですから、案そのものを

つくるという諮問がされるのだと思うのですが、練馬区の場合は、盛り込むべき内容と項目の検討ということでした。

懇談会は延べ15回行いました。学識経験者は4名、公募委員が13名、団体推薦が17名で、最初40名のつもりでしたが34名になりました。8ヶ月経って、今年の2月に起草部会をつくり、私が部会長を引き受けて、のべ18回、懇談会より多い回数を行いました。学識経験者3名、公募5名、団体4名でした。そういう格好で策定しました。

〔太田〕

隣の大和市から参りました太田です。大和市では既に自治基本条例を制定して、基本条例に基づくまちづくりを行っています。

私は大和市の基本条例の制定にあたり、市民の立場として一番最初の、ゼロの段階から条例づくりに携わりました。私自身は大和市に住んで10年になります。中央林間というところに住んでおりまして、企業に勤めるサラリーマンで、普段は都心部に通勤しています。

大和市では、この自治基本条例をつくる最初の段階で、「この条例はまちの憲法なので、市民の手でまず案をつくって欲しい」ということになり、行政の方で市民を募集しました。私は市の広報でこの募集を見まして、軽い気持ちで応募しました。それが参加のきっかけです。私自身は大和市での自治会活動や市民参加にそれまで全く経験がありませんでした。ちょうどその時、40歳になったときで、何か仕事だけでなく、地域だとかそういうことに少しでも貢献しようかなという漠然とした思いがあり、たまたま大和市の募集に応募して自治基本条例に携わったというわけです。

大和市の場合は「自治基本条例をつくる会」という組織を行政の方で作りまして、このつくる会の方で約1年半かけて、条例の案をつくりました。案につきましては、条例の素案という形で、いわゆる、第1条〇〇〇、第2条〇〇〇という最終的な条文の形で作りあげました。

つくる会は全員が公募による市民でした。大和市でも市民参加ということで、いろいろな市民委員会というものを今までもつくって参りましたが、全員が公募市民というのは初めてのケースでした。その会の中に行政の職員の方、学識の学者の先生が入ったりしながら、条例の案を1年半かけて作りました。

条例の案を私達市民のつくる会が作りまして、市長にその案をお渡しして、行政の方で多少の法律的な修正を行い、議会に提案し、議会で可決して成立したというのが大和市の条例です。そういう意味では、最終的には市長提案という形で条例は成立しましたが、内容的には私達つくる会がつくった内容をほぼそのまま踏襲してできあがった条例です。したがって、実質的にはまさに市民がつくった条例であり、市民立法と言っても差し支えありません。

この条例は「まちの憲法」ですので、市民自らが汗を流しながら自治基本条例をつくってきたというのが、大和市での条例づくりの特徴かなと考えております。

〔二見〕

平塚市役所から参りました企画部まちづくり政策室室長代理の二見です。よろしくお願いします。私の職場はひらがなで「まちづくり」と書いてありますが、いわゆる都市計画系、ハード系という都市づくりのまちづくりとは違います。主に私の担当している仕事としましては、市長の政策そのものに関わることとか、市長の公約に関する事項を、市長から特命を受けてその実現に向けていく仕事です。

その中で、自治基本条例は市長が公約の1つに掲げておりました。そして、平成17年度の施政方針の中で、17年度中に、任期3年目なのですが、自治基本条例を制定したいということで、施政方針に掲げました。私は昨年4月から新しくできたセクションに着任して、自治基本条例の策定に関わっております。

配付した資料の8ページから14ページが平塚市の資料となります。平塚市の主な特徴的なことにつきましては、8ページ、9ページをご覧くださいとお解りかと思えます。8ページに平塚市の自治基本条例に関する検討経過ということで、若干の流れを図式で示しました。真ん中の左側に市民委員会というものがあります。右側には職員プロジェクトチーム、両者の考えや意見などを吸収してあげるような形で策定委員会があります。組織はこの3つをつくりました。

県内では、大和市、川崎市、愛川町の3つの自治体で自治基本条例が制定されていますが、やり方としては、一般的に、一つの委員会の中で市民の方、行政職員、学識の方が検討されるという方法があったかと思えます。平塚市の場合には、それぞれが独立した委員会のような形で、まず市民と職員を分けました。策定委員会につきましては、学識の方と市内の団体からの推薦の方、この図にもあります市民委員会からの方を入れて策定委員会を組織しました。策定委員会には職員プロジェクトは入らないので、まさに提言書を出すに当たりましては、市内の団体の方、公募市民の方、学識の方合わせてご意見を集約して市長への提言ということになっています。平塚の場合には、原案、条例案をつくるということではなくて、市民の目線で自治基本条例にどのような思いや考え方を入れ込んでほしいか、そういうことをお考えくださいということを、市民委員会の位置づけとしています。ただ実際には、始まった初日の時に自分たちは条例原案をつくりたいのだという気合いで進んでいったのですが、行政側の位置づけとしましては、あくまでも思いを市長に届けてくださいということでの委員会となっています。詳細につきましてはこの次でお話します。以上です。

(田中)

ありがとうございました。

今それぞれ自己紹介いただいたように、沼田さんは練馬区で区民としてでもありますが、こういった面での専門家、学識経験者として関わられました。短期間でご苦労されているようです。太田さんは隣の大和で、まさにつくる会という市民の立場で関わられたという経緯をお持ちです。平塚の二見さんは行政の職員という立場から関わられたということでした。貴重な経験をされた方々においでいただき、今日はよいお話が聞けるのではないかと考えております。

いずれにしても、自治基本条例をつくる上では区民、市民の果たす役割が大きく、区民、市民が中心とならなければならないということが共通してお話しされたと思えます。

次に、これまで練馬、大和、平塚とそれぞれ条例策定に関わられて、条例にはこういった特色があるのか、あるいはつくる会、懇談会、市民委員会というようなところで市民側の動きに関しての特色などをお話いただきたいと思えます。

[条例の特色、市民側の動きの特色]

(沼田)

私個人の特色を最初にお話ししたいと思います。練馬区に30年以上住んでいますが、区役所に行ったことがほとんどなかったのです。ほとんど区役所に関心がありませんでした。この自治基

本条例の策定をきっかけに初めて区役所と関わったのです。

懇談会15回、起草部会18回で、あわせて会議が33回ありましたが、私は欠席が1回だけで皆勤賞に近いものでした。家が区役所に近いということもありましたが、自分が住民として関わっていくことで抜けられなくなったという感じがだんだんしてきて、一所懸命にやっている他の人たちを裏切れないとも思いました。皆そのように思っていたようで、最後はお互いに同志のようになりました。それが懇談会の特色といえば、特色です。

提言の内容については二つ特徴があります。一つは特別区という存在です。話すと長くなるのですが、練馬区は東京23区の中の一つで、地方自治の制度上は半人前の自治体なのです。つまり、皆さんの市町村、普通地方公共団体に比べて、特別区は特別地方公共団体といって、特別な、普通ではない地方公共団体で、半人前なのです。何で半人前なのかというと、東京都と財政調整をやっているため、独自財源がほとんどないのです。その年毎に、東京都との力関係で財源が決まるのです。こうして、憲法上の地方公共団体ではないということになっています。つまり、都が道州に変わってしまうと、東京23区の区域には憲法上の自治体がなくなるのです。そういう不安定な状態があります。自治をいうのであれば、この特別区という不安定な状態を解消して、自主的かつ自立的な地方公共団体、名実ともに憲法上の自治体を目指すということを謳うべきだという議論をして、提言に入れたのです。これは特別区という存在ゆえの特殊性です。

もう一つは協働についてです。全国で市民協働ということが言われていて、必ずといっていいくらい自治基本条例に入るテーマです。私達の懇談会では、この協働についていろいろな意見があり、区役所と区民が対等な立場に立って協働するのは法律上、憲法上問題があるということになりました。つまり、主権者と代理人が対等な立場に立って、一緒に仕事をするという論理はおかしいのです。市民は主権者、市役所は代理人ですから、市民のグループ(コミュニティ)と市役所が対等な立場で協働することとしました。主権者個人と役所が協働するという文言を避けたのです。これはおそらく、全国で最初でしょう。協働の概念を一步進めました。しかも実態は今そうなのです。一人と役所が協働することはほとんどないので、実態は必ずグループなので、そのグループと役所が仕事をすることにしたのです。この二つが特徴です。

(田中)

ありがとうございました。協働という言葉はやたら最近多く使われますけれども、よく考えてみると、今のお話のように主権者と代理人という関係にありますから、もしかしたら違反になるかもしれません。これも目から鱗のおはなしでした。練馬の場合はグループ、コミュニティと区役所が協働することを盛り込みました。

初めのほうのお話は特別区ということなので、綾瀬とは形が異なるかと思いますが、そういったことが練馬の特長でした。

それでは、既に条例が出来ている大和市のお話をお願いします。

(太田)

つくる会が取り組みました条例づくりをご紹介します。資料の6, 7ページに簡単に示しました。つくる会の構成は公募市民26名、市職員5名、行政学の先生1名、議論を活性化させるためのファシリテーターとして専門コンサルタント1名です。公募市民は会の発足当初は35人でしたが、実際に活動が始まってみると最終的には26人になりました。元々、月に1, 2回の会合ということで市

民を募集したのですが、結果として1年半の間に180回もの会合を行うという非常にハードな活動になりましたので、当初の35人の市民の方が26人になりました。メンバーの方々は50代から60代が多く、男性の方は仕事が一段落された方、女性の方は日頃から地域で市民活動をされている方が多かったです。26人の市民の内、20人はこれまでも何らかの市民活動あるいは自治会の活動をしてきた人です。私を含めて6人は全くこういった活動については初めてでした。

つくる会の発足に当たりまして、市長の注文はただ1点を除いて全くありませんでした。条例づくりは白紙委任で、つくる会に任せるというのが市長の基本的な考え方でした。内容についても、つくり方についても市民のつくる会にお任せしますということでした。ただし、1点だけ市長からの依頼がありました。それは、この条例案をつくるに当たっては、つくる会のメンバーだけでなく、つくる会以外の市民と広く議論してつくってほしいということでした。公募市民は自分の意志で集まった市民であり、26人の市民が大和市民の意見を代表しているかどうかはわからないからです。この条例案をつくるには、つくる会が中心になりながら、つくる会以外の幅広い、多くの市民の意見を聞いた上で、案をつくってほしいというのが、唯一の市長からの要望でした。

我々はそうした要望もふまえ、この条例の素案づくりにおいては、いわゆるパブリックインボルブメントということを重視しました。パブリックインボルブメントというのは、何か案をつくるときに、初期の段階から幅広くいろんな市民の人たちに入ってもらって、議論しながらつくり上げていくという手法です。我々はこの1年半の間に180回の会合を開き、3日に1回は会合を開いていました。そのうち3分の1の60回は、つくる会内部の会議ではなく、条例についての説明など、つくる会以外の方との会合でした。これが一番大きな特徴だと思います。

つくる会は大和市のいろいろな市民の方に私達の考えを伝え、市民の方からご意見をいただき、議論しながら案をつくりあげました。具体的にどういう方達と意見交換をしたかといいますと、まず一つは幅広く自由に市民の意見を聞こうという趣旨で、市民キャラバンという形で実施しました。これは、大和市内の各地域のコミュニティセンターで土、日の昼間や平日の夜に意見交換会をセットして、市民に自由に来てもらってそこで議論をしました。また一方で、特定の対象の市民に絞っても実施しました。例えば大和市の自治会長さんに集まってもらって議論し、自治会長さんは地域に帰って自治会の中でまた議論してもらい、つくる会にフィードバックしていただきました。また、市内でいろいろな社会活動をしている人たち、福祉関係や青少年育成の市民活動をしている人たち、そういった日頃から市民参加に積極的に関わっていらっしゃる方々を中心に集まっていたいてディスカッションをしました。あるいは市内の企業、商工会議所の方々、市議会議員の方々ともし合いました。自治基本条例の中に、子供についてどう取り組むかという視点があったので、大和市内にある県立高校に出向いて、高校生とも議論をしました。市議会議員29人全員と会議を行ったのですが、議会の場合は全員一緒にやるのが難しいということがあって、結局会派毎に7回に分けて行いました。議会活動は、平日の昼間に実施するのが通例のようでしたが、会社員である私をはじめ市民メンバーにとっては平日の昼間は無理ですので、議会にお願いして土日に実施いたしました。そういった形で、幅広く市民の方と議論しながら案をつくったということが最大の特徴です。

その結果として、条例の中になんか思い切った内容を盛り込むことが出来たと思っております。特徴的な条文として盛り込みましたのは、一つは住民投票制度です。投票権を16歳以上としたもので、日本では初めてのものです。これについては、つくる会の中でいろいろな議論がありました。16歳の意見を主張する方、それに対して18歳という方等がいてなかなかまとまらなかったのです

が、市民に16歳というたたき台を提示して議論したところ、圧倒的に16歳という意見が多かったため、16歳で決着しました。市民相互の広範な議論を行ったからこそ、そういった踏み込んだ内容を盛り込むことが出来たわけです。

もう一点踏み込んだのは、厚木基地の問題です。自治基本条例の中で、大和市の場合は基地についての条文を盛り込みました。これは、基地の騒音対策について、きちんと行政は対策をとりなさいというもので、行政と議会の義務として基地対策を条文の中に入れることにしました。更に、大和市はあくまでも基地に対しては返還を求めていくという姿勢を条文に入れました。当初つくる会の中では、基地問題は国政の問題であり、個別具体的な政策でもあるため、そもそも基本条例に馴染まないのではないかと考え、基地問題を条例に盛り込むことには消極的でした。しかしながら、市民と議論していく中で、市民から、「大和の憲法をつくるに当たっては、基地問題は必須である」という、圧倒的な意見があったわけです。そういう意見を受けて、自治基本条例の中に個別具体的な政策を盛り込んだということです。こうした点も、市民とのPIという幅広い議論をかわしたからこそ出来たと考えています。

(田中)

ありがとうございます。

16歳以上の住民投票制度、あるいは基地問題を盛り込んだところに、お隣の大和市の自治基本条例の特徴があると思います。

何よりもパブリックインボルブメントというのは、検討した結果をさらに一般の方に説明をしていくという、そういうやり方なのですが、これを高校生にまでひろげて話し合いをしたという点が特徴的だと思いました。非常に効果的であったのではないかと思います。

(二見)

私の方からは、お手元の資料8ページ以降になりますので、お開きいただきたいと思います。平塚市の条例案は、資料の最終ページに示したように、今年3月に議会に上程しました。ただ、議会において、この条例案は自治体の憲法ともいわれるものであれば、慎重な審議が必要だということで、3月議会、6月議会、共に継続審査となり、今現在継続審査中となっています。そういうことで、本日は資料としても条例案そのものはお配りしていないのですが、案そのものはインターネットで公表していますので、お時間がありましたら見ていただければと思います。

現在、上程している条例案の特徴としては、1点目は、市民というものの定義です。市民をどこまで捉えるかということでは、かなり幅広く捉えた案として上程しています。具体的には、当然市内に住んでいる人、在勤、在学、活動する人、それに加えて企業などの事業者、自治会などを含めた組織、団体、市民活動団体、それらの全てを大きく捉えて市民という1つのくくりの中で規定しています。これは、あくまで案です。その中にはさらに平塚市に住んでいなくても不動産を持っているなどの納税の義務を有している方も入っています。いわゆる自治基本条例上は、まちづくりに関わる市民ということで広く捉えていることが特徴のひとつです。

また、2点目としては、まちづくりの指針というものを掲げています。それは何かといいますと、自治基本条例そのものは自治の推進をするものだということです。自治の推進とは何かというと、私達一人一人の市民が暮らしやすいまちを実現するもので、市民、議会、行政が、共通する目指すべきまちの方向を確認するということです。安心、安全、平和、基本的人権を擁護するとか、自然と

人の共生、活力あるまちとか、およそ総合計画などを導けるような形での指針、進むべきまちの方向性というものを掲げています。

また、住民投票制度につきましても、条文上はおいてありますが、それは大和市とは書き方が違います。必要が生じた場合は、住民投票の制度をその都度個別につくりながら、より広く市民の意見を反映していくということです。それが条例の特徴となります。

続きまして、8ページにもありますように、3つの組織の特徴をいいます。まず市民委員会そのものが、平塚市では初めて全員が公募による委員会というものに取り組んだものです。当初定員は30人ということで応募をかけました。ところが実際には58人の方から応募があり、また応募された方から市長へ、せっかくだから全員とって欲しくないかというようなご意見がありました。いろいろ判断した中で、全員の方に関わっていただこうと、58人、最終的には51人となりましたが、約1年3ヶ月その方達でやっていただきました。

平塚市は何故職員と市民を1つのテーブルにつけなかったかということなのですが、これは先行されているいろいろな自治体の例なども参考にしました。時として、行政職員は市民の方と同じテーブルにつくと遠慮してしまうのです。1歩でも2歩でも意見を述べる時に引く傾向があるのです。公務員故の性かもしれませんが、行政情報や権限を持っていること、持っている情報量が違うこと、そういう中で発言をしてしまうと、市民の本当に言いたいことを聞けずに、こちらがリードしてしまうおそれがあります。そうすると、対等な中で意見を言い合うことが難しい場合もあるのではないかと思います。市民は市民の方で意見を集約してもらい、職員は職員の中である意味で専門家の立場から条例に盛り込みたい内容などを審議します。それら両者の意見を策定委員会の方で判断しましょうということにしました。

そうは言っても現実問題として市民の方だけで検討されたのですが、みなさん、いろいろな思いを持っておられます。58人いれば58人の自治基本条例があるのです。そういう中で、合意形成ということが、1年3ヶ月の中では難しいところがありました。具体的にいいますと、年齢幅もありますのでそれぞれに生きてこられた時代背景が違い、平塚は大空襲を経験しており、戦争と平和、人権の尊重というところにすごく力点を置いた平和憲法に近い意味合いで書けないかというご意見の方もおられます。またそうではなくて、淡々と、市民が行政をコントロールするにはどういう仕組みがあったらいいのだろうかという視点から書こうという意見もありました。普段行政に物言うチャンスもないし、行政からの情報も出てこない、もう少し行政を縛っていこうと、言い方を変えると、市民政府論というのですか、市民の立場から今一度政府を論じようというようなことでいこうという意見もありました。そういうことで、いろいろな立場から意見が出ましたので、一つの項目であっても立場が違ふと使う用語、言い回しが違ってきて、意見集約の中で難しかったのです。職員は職員で、行政上オーソドックスなパターンの案を出しました。策定委員会は両者のどちらがいいかというジャッジをするところではないのです。策定委員会がジャッジをしてしまうことは、最終的に市長に策定委員会が軍配をあげたものをあげる、策定委員会のフィルターだけであげることもイコールになりかねません。そうすると、学者が責任を負うのかということになり、つまり平塚市の憲法の責任は学者が負うということ、それは違うでしょうということになります。職員プロジェクトや市民委員会から思いを寄せられたものを、この表現は言いたいことと違うのではないかという、せいぜいそういう意味で微調整だけしますが、どちらに軍配をあげるだとか、新しい概念を盛り込むということはしません。あくまでも、当事者である平塚の市民の方がつくるものであるから、そのあがってきた範囲の中だけで策定委員会は判断するということにしました。当初、行政の側で用意をした策定委員会がどち

らかに軍配をあげながら、また足りないものは足していただいということを考えてのですが、確かに学識の方が言われるように、裏を返すと、学識に責任を負わせてしまうことにもなります。そういうことがあったので、平塚の場合は、策定委員会の方で最終的にもんでいただいて、またそれを市民委員会、職員プロジェクトに意見を返して、またもみ直して、またあげてもらおうという風にやりました。そのようなことが平塚市の特徴だと思います。

綾瀬市でこれから取り組まれるときは、テーブルを職員と学識と市民の方と入られるのか、また平塚のような形をとられるのか、いろいろなパターンがあるかと思いますが、いずれにしても大切なのはそれぞれの関わった方が合意形成を何処でとるのか、そういう合意形成のルールというものをあらかじめ決めておいた方がよいかと思います。最終的に意見が割れたら多数決にするのか、そうでなくても一度綾瀬というまちをどうしたいのかということ煮詰めて、ランドデザインをどうするのかというところから判断をしていくのかということです。一人が100%言えば誰かがへこむわけですから、そうではなくてみんなが何となく少しずつ犠牲を出し合いながら、多少の不満があっても合意をしようとか、そういうようなルールというものを最初に確認された方がよいのではないかと思います。

平塚の例から感じたことを述べまして、発言とさせていただきます。

(田中)

ありがとうございます。大分生々しい話が出てきましたが、市民の定義、まちづくりの指針、住民投票制度、合意形成の難しさ、策定委員会の位置づけとあり方など、貴重なご意見だったと思います。今後綾瀬市で進めていく上でも、その辺をどうしていくのかということ、初めの段階で決めていかないと大変だなということがわかりました。ありがとうございました。

今の二見さんのご意見とダブルかもしれませんが、もう1点皆さんにお話ししたいのは、市民参加、あるいは大和市でいうパブリックインボルブメントについてです。市民が関わって条例策定に向けて活動していくわけですが、市民が関わっていく上での活動におけるポイント、留意点、今二見さんが話された合意形成をどうやってとったのかを含めた点についてお話いただければと思います。

【市民参加・参画が求められる理由、市民が関わる上でのポイント、留意点】

(沼田)

今日のお話は面白いですね。半年前にこうしたお話が聞けたら、私のやり方も随分変わっていたのではないと思うくらい、いろいろなヒントをもらいました。

太田さんの話で基地問題は重要で、私は綾瀬のお話を伺ったときから、自治をやるなら基地をどうするのかと思い、これについては避けて通れないと考えています。そういう意味で、先行事例を参考にしながら、太田さんとも競争していい案を皆で考えたいものだと思っています。

二見さんの話では、職員が入ったときに影響するという話もおもしろくて、私は公務員のスタンスはよくわかるのですけれども、そうだからこそ時間外に市民として参加すべきだと思っています。5時過ぎてからの生の自分の、市民としてのスタンスをどう出せるか、そういう学習をしてもらいたいと思います。

もう1つ、学職者に責任をとらせるのかということのも問題で、それが嫌なので私は練馬でずっと住民だと言っていました。学職者の使い方は、判断をまかせないでひたすら使い倒すという格好で

やっていただけるといいかなと思います。責任のとりようがないからです。学者が机上で判断することは、責任とはなじまないものがあります。学識者は使い倒して使い捨てるというぐらいの方がいいのかなと思っています。

それで、参加が必要な理由という本来のテーマに帰りますが、自治基本条例は市民が主人公として参加することを予定している条例です。あるいはそれでないつくれないのです。参加がない自治基本条例は本来的にはあり得ません。どんなよい内容の条例をつくったかと自慢するよりも、どういう充実した参加のプロセスがあったのかということを自慢する方が、遙かにいい案だと思います。自治にとっては結果よりプロセスの方が大事なので、一人一人の人生においてどれだけ実り多い参加があったのかという方が遙かに大事です。その意味で、参加の方法に創意工夫を凝らすことが大事です。条文は簡単で、一人で1週間あればつくれます。そうではなくて、どうやって到達していくかというプロセスが大事なので、懇談会の「会議を自治していく」ということがなかったら自治基本条例はつくれないと思い込んだ方がいいほどに、参加が出発点となります。どの程度参加が出来るかということに、自治基本条例の将来がかかっていると思います。それぐらい避けて通れないことであるし、絶対ななければならないもので、それがなかったらほとんどつまらない条例で終わってしまうでしょうね。

(田中)

ありがとうございました。

とにかく、市民が主人公になることがあらかじめ予定されている条例だということが、非常に重い言葉だと思います。会議を自治すること、そういうところが一番大事なのだと思いました。それでは時間もおしています。太田さんお願いします。

(太田)

沼田先生も言っておられたように、自治基本条例はプロセスそのものが一番大事だと思います。

二見さんから、市民参加をやる上で合意形成をどうするか、あるいは職員との関係をどうするかというお話がありました。大和の経験でお話しますと、大和の場合は、市の職員と全く同じテーブルで対等に意見を出しました。確かに、最初の段階では若干遠慮があり、なかなか実質的な議論に入れないところがあったのですが、やはり段階を踏むと議論が出来るようになります。特に大和の場合は、自治基本条例をPRするために、つくる会が一生懸命汗を流して、「大和まつり」などでPR活動等を行いました。そのために看板をみんなで作るなど、職員と市民と一緒に汗を流していろいろなことをやり、そういう過程を通して職員と市民が信頼関係を段階的につくっていきました。そういう中で、本音の議論が出来るようになりました。最終的には、条例の議論にあたっては職員と市民が対等に意見を出し合いました。ただ、これは職員にとっても大変だし、市民にとっても当然大変なことです。市民も職員と議論するには、相当勉強しないといけません。私もつくる会の会議の際に六法を片手に議論しましたし、日本国憲法の地方自治の解釈論まで勉強しました。市民にとっても行政職員と対等に議論をするのは大変ですが、その結果としてはいいものができました。是非市の職員と対等に議論していただきたいなと思います。同じテーブルでやっていただきたいと思っています。

もう一つは合意形成です。公募市民で集まった場合、皆さんそれぞれいろいろな価値観、バツ

クランドを持っていらっしゃるので、非常に合意形成は大変です。大和の場合にも、メンバーの中にはものすごく特殊な考え方、エキセントリックな考え方を持っている方もいました。なかなか議論がかみ合わない場面も随分ありました。しかしながら、大和の場合、PIという形で市民の中に我々が出て参りますと、議論する中で市民からたたかれます。的外れな考え方やちょっとエキセントリックな考え方を市民に提示すると、我々がたたかれます。それによって、つくる会のそれぞれのメンバーの考え方がよりこなれてくるのです。PIによってメンバー一人ひとりが変わってくるという過程がありました。そういう中で、つくる会のメンバーの考え方もある程度修正され、集約されてきたわけです。

最終的に条例の素案をつくる過程では、大和の場合は多数決ではなくて、とことん議論して合意形成を図るということでやりました。ただ、どうしてもとことん議論してもだめなときには、最終的に多数決をとったこともありました。しかし、基本は議論してみんなで決めるというのが、市民参加の大事なところだと思っています。

(田中)

ありがとうございました。では、続けてお願いします。

(二見)

参加、参画について、沼田先生、太田さんからいろいろな立場からのご発言がありましたが、今日、私が呼ばれているのは、行政の側からということですので、行政の方でどうして市民に策定に関わってもらっているかということをお話しします。

一つは、これからのまちの基本となる条例ですので、市民の目線、市民の感覚というものをきちんと把握しなければならない、というのが当然あります。現実問題として、綾瀬市がどうかは情報がないのですが、市役所の職員がまち（綾瀬市）の人だけで構成されているかというと、必ずしもそうではありません。他市から、かなり遠方から通ってきている職員もいます。実際に日々暮らしている、そこで生まれ育ち生活をしている方とは捉え方や課題がどうしても肌で感じきれないところがあります。これは私見ですが、この自治基本条例というのは、できるだけ当事者である方が自分たちの共通のルールを文字という形で確認し合おうというものではないかと思っています。それらを踏まえると、当事者である市民の方に参加していただいてつくる、条例上でいう参加、参画のもっと前の、つくる段階での参加、参画という視点から、今述べています。

もう一つ、昔、道普請という言葉がありましたが、ご存じでしょうか。道路の舗装の行き届いていない時代、いわゆる村の土木部みたいなところが、道がでこぼこになったら土を入れたりならしたりはみんなでやろうよということで実際にやっていました。ところが、ある時代から物質が豊かになると同時に、教育制度なども戦後きちんと整備されて知識が高まってくると、所有権、管理権がどうなっているのかと言われるようになりました。家から一步出ると、公の財産、公が管理しているから公がやったらと、そういう風にだんだんになりました。行政の方もどんどん仕事を見つけてはやりまうとって、当時は必要だからやったのですけれど、過剰にサービスを提供するようになっていきました。道普請のように皆さんがやっていたところも、そこはあなたの土地ではないでしょうと、ここは行政が管理します、また行政がやらなければいけないからやりまうということになりました。その代わり税という形で出資してください、信託をしてください、信託と同時に税も出してくださいということなのです。そのかわり、あなたに代わって私達がやりまうと行政がカバーするのです。

ところが時代が進みますと、ある時代から、世論も含めて行政が行き過ぎていませんかと言われるようになりました。昔は行政に少しずつ預けていった今までの仕組みを、だんだん仕組みが一人歩きをして、いつの間にか行政の歯車の中に市民が合わせなくてはならなくなってしまったということです。それと時を合わせるように、だんだん行政の財政も厳しくなって、借金財政に陥っているような状態になってきました。

今日会場にいらっしゃる方も同じ感覚かなと思うのですが、自治基本条例は、市民の側から言っているのでしょうかというと、行政や学者の側から言ってきているのです。今一度原点に帰ろうということです。自分たちの手が届く範囲、気配りがいく範囲のことは、自分たちでやっていこうよということなのです。日本というのはそういう共助というのが成り立っていた社会だと思いますから、そういうところに今一度戻ろうと。反面、行政がかなりの部分を担っていた仕組みを経験していますから、今更戻すときに、昔は慣習なりいわゆる村の掟なりで済んでいたところが、改めてルールをつくらなければお互いに誤解を招く、違った方向に解釈していきだろろうということになりました。それで改めてルールをつくり直しましょうということになったのです。それが自治基本条例だと思うのです。

市政の運営に当たっても、またそもそもこの条例を策定するに当たっても、まさに当事者である皆様方綾瀬の市民の方が、自分たちのまちは隣や他とも何か違うものがあるかもしれないが、同じものを真似るのではなくて、綾瀬なりのルールがあるはずだと思われるでしょう。昔は出来るものでやっていた、出来ないものは出不足といってお金も少し出し合った、その時に何かルールがあったはずだと、それを今一度、市全体で共通する言葉に置き換えようということです。それらの作業の集大成が条例だと思いますので、そういうことで行政の立場から、市政に、また策定に当たっても参加参画ということをお願いするのです。つまり公募で市民委員会などをつくる理由の一つは、当事者である市民の生の声、ルールを今一度文字化していこうという作業が必要だということで、参加参画があるのではないかと思います。そういう理解をしています。

あと一点、平塚市で注意したことは、できるだけカタカナ用語はやめようという話をしました。何故かというと、今日もパブリックインボルブメントとかパブリックコメントとかいろいろな言葉ができました。私達はそれなりに勉強し翻訳作業をしたり、うまくいかないものは英語のまま使ったり、また和製英語で使ったりしますが、やはり皆さんでルールとして使うなら、出来るだけ日本語に置き換えようということです。意外と概念と実際にまちのおかれた事情によっては、通常では当たり前に使われるカタカナ用語でもうまく理解されない場合もありますので、できるだけ日本語に置き換えようということです。

このような話で参加参画についてまとめたいと思います。

(田中)

ありがとうございました。

今、二見さんのお話にあった過去の経緯ですが、高度成長期は自治体の財政がよかったので、市民から何かやってほしいと言われれば何でもやれる状態にありました。そういうことを経験してきた行政への依存体質がありますが、これからはそうはいかないのです。このようなこともあり、これからの新しい市民と行政の関わりを見直そうというのが、今回の自治基本条例を策定しようということなのです。

話を進めることもコーディネーターの役割ですが、4時までに終わらせるという役割もありまして、

本来なら会場のみなさんともお話しをしたいと思っていたのですが、時間がなくなってしまい、お手元のアンケート用紙に質問等を書いていただけたらと思います。

【まとめに代えて】

今日は貴重なパネラーのご意見を聞かせていただきました。なかなかこういう機会はないのですが、練馬区、大和市、平塚市と実際に基本条例の策定に取り組まれている方々の生のお話、行政側の声も聞けたし、市民の活動の様子も聞けました。綾瀬市にとってこんなに貴重な経験はなかったと思います。

いろいろお話はありましたが、最大のポイントはこの自治基本条例をつくっていく上で、とにかく市民が主人公だということ、できあがった案文よりもつくっていくプロセスが大事だということです。市民と市民、あるいは市民と職員が徹底的に議論することが大事なのです。パブリックインボルブメント、つまり、委員会なり会議で議論したことをさらに広く市民に提供していくことも重要です。先ほどのお話では、パブリックインボルブメントがむしろつくる会の合意形成にすごく役立っているというのは、非常に貴重なご意見だと思いました。そういったところに集約されるのかなと思います。

練馬区の場合、懇談会を15回、起草部会 18 回、平塚市は考える会が32回、職員プロジェクトが40回、大和市のつくる会は合わせると180回ぐらいの会合を持ちました。想像以上に頻繁に議論を行ったということが3つの事例から指摘されるのではないかと思います。基本的に市民の参加がないと何の意味もないのです。

出来るだけ多くの市民の方を巻き込んで議論をしていくということが、自治基本条例をつくる上で欠かせないことなのです。現在、綾瀬市の方でもチラシにもあるように策定検討委員会の公募の委員を募集しています。この公募の委員の役割は今日の3方のお話を聞いても非常に大事だとお解りいただいたと思いますので、できるだけ多くの皆さんに応募していただけることを期待したいと思います。ちなみに、大和市だと公募市民が26名、平塚市は51名、練馬区は13名です。人口の規模からいいますと、練馬区は70万人、平塚市は26万人、大和市は22万人なので、何となく先ほどの公募の数は反比例しているという気がしてしまいます。綾瀬市は人口が約8万人、世帯数が3万、大和や平塚と比べると3分の1、練馬区と比べたら10分の1です。規模から見ると綾瀬は非常に小さい都市なのですが、それだけに多くの市民に接する可能性、チャンスがいっぱいあるのです。むしろそういったところで、他の都市と違う条例をつくる可能性がものすごく高いのです。

学習会に出席された方もいらっしゃるので、重複してしまうかもしれませんが、まちづくりは非常に長い時間がかかるものです。今までのハードなまちづくりといわれているものでも、例えば何かをつくと決められてそれが出来あがるまでに5年、10年かかります。10年前、20年前に決められたことが今になって初めていいか悪いか出てくるのです。そうすると、今、分権化が進んで新たな自治体運営が必要だという話になっていますが、そういうまちづくりの転換期に、どういうまちづくりを目指すのかというのを決めて、それを着実にやっていったとしても、それが本当に完成した姿を見せるのはもしかしたら20年後ということになるかもしれません。ここにいらっしゃる皆さんは、全てとは言いませんが少なくとも私は現役ではありませんので、自分にとってこのまちはどうしたらいいのかをいくら考えてもだめなのです。次の世代が綾瀬というまちに誇りを持って住み続ける、ここで安心して子供を産んで育てられるというまちにしていくために、どういう仕組みや仕掛けを今皆さんがやっておかなければいけないのかということなのです。それを二見さんが言われたように、文字

にして、ルールにして残そうという、これが自治基本条例をつくるということなのだと思います。もう自分の時代ではないから関係ないと言わずに、むしろ自分たちの息子、さらにその子ども、そういう人たちがこのまちにずっと住んでくれて、安心して住み続けられるまちにするために、今地域のルールを見直そうということ、自治基本条例をつくることが求められています。

あまり貴重なお話をたくさん聞いて、うまくまとめられませんでした、このようなことで終わりにしたいと思います。

ここにおられるみなさんが地域に戻って隣近所の人に、自治基本条例はこういうものだよ、だからみんなで参加してみようという形で輪をどんどん広げていただけると嬉しいです。もちろん公募の委員に応募する、しないは皆さんのそれぞれのご判断ですが、応募されて委員になった方も、そうでない方も、綾瀬市のまちづくりを、自治基本条例とは何なのかをもう一度考え、そういう場をそれぞれの地域でつくっていただけたら、非常にありがたいと思います。

途中で質疑の時間をとらなければいけなかったのですが、出来ませんでした。進行の不手際をお詫びします。質問がありましたら、是非、アンケート用紙に書いて提出して下さい。

今日はどうもありがとうございました。

☆ 司 会

田中さん、太田さん、二見さん、沼田先生、ありがとうございました。今1度、拍手をお願いいたします。

閉会予定の時間となりましたので、本日の記念講演会を閉会したいと思います、最後をお願いがございます。

市では、自治基本条例案の策定検討委員会の委員を7月28日の金曜日まで、募集しております。本日の資料として配布させていただきました、表紙のうら、カワセミの絵の部分で紹介していますが、本日の記念講演会で、自治基本条例の役割等につきましては、御理解いただけたのではないかと思いますので、これからの広い意味での綾瀬市のまちづくりの基本ルールとなる条例案づくりに参画していただきたいと思います。是非、御応募いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、本日のアンケート用紙は、応募用紙にもなりますので御利用ください。

また、アンケート用紙は、お帰りの際、回収箱に投函くださるようお願いいたします。

それでは、これで策定着手記念講演会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力をいただき、ありがとうございました。お忘れ物がないよう御確認いただき、お足もとに気を付けてお帰りください。

アンケート用紙：質疑応答

【太田氏への質問】

☆ 大和市では、基本条例制定後の効果はどうでしたか。

A. 基本条例は、理念条例ですので、条例によって具体的に直ちに何かが変わるという訳ではありません。しかしながら、以下の点については基本条例による効果があらわれていると思います。

①基本条例に基づく法制的整備が進められており、住民投票条例を既に制定したほか、市民参加条例や行政評価条例の制定準備が進められています。

②市民活動や地域活動へ参加する市民が増える傾向にあります。固定層以外の新たな市民へ広がりつつあると感じます。これは、基本条例制定による効果とともに、条例制定過程での市民参加の実績による影響が大きいと思われます。

③市内の中学校では授業の中で基本条例について教えるケースが出てきています。

④厚木基地問題では、基本条例で基本スタンスが明確になっていたため、今回の米軍再編にあたり、市長等の対応が終始一貫し、ぶれを生じることがなかったと思います。

☆ 「基地問題」のまとめ、ポイント → 事務局整理：基地について条文化した理由

A. 基地問題については、「つくる会」の内部でも、当初は消極的なスタンスでした。理由は、自治基本条例は理念条例であり、個別具体的な政策課題は馴染まないということと、国の安全保障政策に条例で言及することへの懸念です。しかしながら、P Iを行う中で、基地問題解決に対する意見が圧倒的に多く、基本条例に盛り込むことが必要と判断しました。また、基地問題については、イデオロギー対立や政党の主張も絡んでくるので、それぞれの立場に共通した最大公約数的な内容で条文化を図ったわけです。それが「航空機騒音等の解決」と「基地返還」です。前文で抽象的に記述するという方式も考えましたが、具体的な法律効果を重視し、明確な条文化を選択しました。条文の内容は大和市のHPを参照してください。この条文は、「日米安保や国の安全保障政策に異を唱えるわけではないが、厚木基地は市民生活を営む上で大きな障害となっており、地域の立場として意思を表明する。」というスタンスに立っています。

☆ P Iについて、その達成感又は満足感はどうか知りたい。

A. 心身ともに非常に大変でしたが、達成感とともに大変有意義だったと思っています。様々な人たちに説明し、忌憚なく議論するということは、ある意味で楽しいことでもあり、自分自身の向上にもつながったと感じています。

市民活動は、積極的に活動すればするほど、逆に一般の人たちと遊離しがちな傾向がありますが、「つくる会」はそうしたタコ壺的状况に陥らずに活動できたこともP Iの効果として評価できると思います。

☆ 公募市民が委員会の中で、どのように参加したか。参加しての感想。

A. 基本的に会の運営は市民メンバーが中心です。運営方法、内容の検討すべてにわたり市民中心で行いました。市民メンバーと職員メンバーとの間で活動内容に大きな差異はありません。事務局は、あくまでも裏方のサポート役として会の指示に基づく事務作業を行いました。自分自身にとって、この活動は非常にハードなものでしたが、仕事では経験できないことも多く、とても勉強になったとともに、やりがいもあり楽しい活動でした。多様な人たちと忌憚なく議論するという機会は、とても貴重であり、楽しく有意義なことだ

と思います。

[沼田氏への質問]

☆ 綾瀬市で策定する必要性がまったくわからない。各講師の話は、大変参考になりましたが。

A. 15日の基調講演（[III] 意義：自治基本条例は必要か）でも申しましたが、従来の自治感に立つのならば、策定の必要性は感じられないかもしれません。しかしこれから、綾瀬市において本来の自治を実践していくためには、自前の規範を持つことが不可欠なはずです。わたしの講演のサブタイトルに掲げた「自分たちのまちのことは自分たちで決める」ことが求められているからです。

必要性を感じないから参加しないというよりは、むしろ策定委員に応募されて、ご自身の不要論の理由を説明し、周囲の必要論と討議されるほうが生産的でしょうね。こうした「そもそも論」こそが、自治基本条例を策定する第一歩なのだと信じます。

また万一、沼田が「綾瀬市で策定する必要性がまったくわからない」というご趣旨でしたら、沼田は「策定する」のではなく、ひたすらお手伝いに徹するつもりでおります。もしも、誤解しやすい印象を与えてしまったとすれば、お詫びして訂正します。

アンケートに、ご協力ください。

☆ 参加人数:120人 ○ 回答人数:54人 □ 回収率:45.0%

- 男:51人:94.4% ・ 女:3人:5.6%
- 30代:2人:3.7% ・ 40代:2人:3.7% ・ 50代:11人:20.4%
- 60代:32人:59.3% ・ 70代:7人:13.0% 平均:57歳

上土棚南	上土棚中	上土棚	吉岡	綾西	早川	早川城山		
2	1	1	2	8	6	1		
深谷	上深谷	深谷中						
4	3	2						
小園	小園南	寺尾北	寺尾南	寺尾中	寺尾西	寺尾台	大上	
3	2	2	2	2	2	3	3	
綾瀬市	藤沢市	厚木市	海老名市				計	
1	1	1	2				54	

1 「自治基本条例案」を、市民でつくることの必要性について理解できましたか？

- ① できた ② できなかった ③ 回答できない
- 41人:75.9% 10人:18.5% 3人:5.6%

2 これからの「まちづくり」に、市民の参加・参画は必要だと思いますか？

- ① 思う ② 思わない ③ 回答できない
- 52人:96.3% 0人 2人:3.7%

3 市民がつくる「自治基本条例案」の中で、検討したい（検討してもらいたい）事項がありましたら、ご記入ください。

- ① ない ② ある〔次欄に記入〕

40人:74.1% 14人:25.9%

- ① 厚木基地の基地交付金について。基地の面積に対する固定資産税は？
- ② 市民の代弁者であるべき市議員の在り方の再検討が必要では。
- ③ 福祉のあり方 ④ ごみの問題。基地問題
- ⑤ どんな項目が並ぶのかイメージできない。他市サンプルは。
- ⑥ 市民と行政の関係。綾瀬の課題と自治の進め方。とことん議論したい。
- ⑦ 防犯・基地問題・高齢化対策 ⑧ 民・民紛争の解決法
- ⑨ 良い街作りの為に、条例案作りに進行会合の講演会があれば、私共に分り易く、又希望します。
- ⑩ 公平性、透明性

- ⑪ 議会の役割（位置づけの変化）
- ⑫ 市民への情報提供について。基本条例の内容を遵守させるための工夫について。
- ⑬ 環境（生活環境）
- ⑭ 基地問題

4 あなたは「自治基本条例策定検討委員会」委員に、応募していただけますか？

① 応募する ② 応募しない ③ 検討する〔連絡先等を下記の用紙でお知らせください。〕

2人：3.7% 44人：81.5% 8人：14.8%

5 「基調講演」「パネルディスカッション」の講師の方々への質問がございましたらご記入ください。市ホームページ上で回答させていただきます。

〔大和市：太田さんへの質問〕

1－1 大和市では、基本条例制定後の効果はどうでしたか。〔男・60歳代・綾西〕

2－2 「基地問題」まとめ、ポイント〔男・70代・大上〕 → 事務局整理：基地について条文化した理由

3－3 P Iについて、その達成感又は満足感はどうか知りたい。〔男・60代・上土棚南〕

4－4 公募市民が委員会の中で、どのように参加したか。参加しての感想。〔男・50代・深谷〕

〔沼田先生への質問〕

5－1 綾瀬市で策定する必要性がまったくわからない。各講師の話は、大変参考になりましたが〔男・50代〕

《 感想 》

○ 基調講演会の説明により、大変参考になりました。本当にありがとうございました。〔女・70代・寺尾北〕

以上